

別紙 11 3.2 環境影響評価項目

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、工事内容に変更が生じ、環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

3.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目 を選定した。

本事業における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由も表 3-2 に示した。

【変更後の内容】

3.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 17 項目 を選定した。

本事業における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由も表 3-2 に示した。

【変更後の内容】

表 3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価の項目	環境影響要因	工事		存在・供用				選定の可否	選定した理由または選定しない理由		
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働			自動車交通の発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物					○		○	供用 施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。
		微小粒子状物質						○	○	○	供用 施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。
		炭化水素							○	○	供用 自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。
		粉じん	○	○	○					○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う粉じんによる影響が考えられる。
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等						×	○	○	供用 石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者の進出は想定していない。
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響が考えられる。
		低周波音							○	○	供用 施設の稼働に伴う低周波音による影響が考えられる。
	振動	振動	○	○					○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う振動による影響が考えられる。
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○	○	供用 臭気を発生させる事業者が進出する可能性があり、施設の稼働に伴う臭気による影響が考えられる。
		特定悪臭物質									—
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					×	×	×	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
			浮遊物質			○				○	工事 造成等の工事により、降雨時に伴う濁水による影響が考えられる。
			窒素及び燐						×	×	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
			水温								—
			水素イオン濃度								—
			溶存酸素量								—
			その他の生活環境項目								—
		健康項目等						×	×	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。	
		底質	強熱減量								—
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								—
	底質に係る有害物質等							×	×	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目		◎					○	工事 造成等の工事（廃棄物対策工事）により、地下水の水質への影響が考えられる。	
	水象	河川等の流量、流速及び水位						○		○	存在 造成地の存在、施設の存在に伴う雨水量の変化による影響が考えられる。
		地下水の水位及び水脈				△				○	存在 計画地周辺に湧水が存在し、造成地の存在に伴う地下水の水位及び水脈の変化による影響が考えられる。
		温泉及び鉱泉								—	
堤防、水門、ダム等の施設									—		
土壌	土壌に係る有害項目		◎					○	工事 造成等の工事（廃棄物対策工事）により、土壌への影響が考えられる。		
地盤	地盤沈下				×			×	存在 計画地は水田地帯ではなく、県の調査によると、計画地及びその周辺には問題となる地盤沈下は発生していない。		
	土地の安定性			×	×			×	存在 計画地は平坦な地形であり、本事業においては、斜面における安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しない。		
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				×			×	存在 計画地に学術上重要な地形・地質は存在しない。		
地表土の状況及び生産性	表土の状況及び生産性				×			×	存在 本事業は産業系土地利用の計画であり、農地や林地としての土地利用の計画は無い。		
	表土の状況及び生産性				×			×	存在 本事業は産業系土地利用の計画であり、農地や林地としての土地利用の計画は無い。		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○					○	工事 工事の実施に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
		保全すべき種			○	○			○	存在 造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
	植物	保全すべき種			○	○			○	存在 造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生育環境への影響が考えられる。	
		植生及び保全すべき群落			○	○			○	存在 造成地の存在に伴う植生及び保存すべき群落への影響が考えられる。	
		緑の量				×			×	存在 計画地及びその周辺は市街化調整区域であり、都市的地域ではない。また、本事業においては、既存工業団地内の緑地と合わせて、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保する計画である。	
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○				○	存在 工事の実施に伴う地域を特徴付ける生態系への影響が考えられる。		

別紙 13 4.1 大気質

(1) 変更理由

進出予定企業に、石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者を想定していないことから、記載内容を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

環境影響要因		予測の手法					評価の手法			
環境影響要因	環境要素	予測内容	予測地域・予測地点	予測内容時期等	予測方法	予測の前提条件	回避、低減に係る評価	基準又は目標との整合に係る評価	環境の保全に関する配慮方針	
工事による影響	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度(長期平均濃度)の変化	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	大気汚染物質濃度の変化による人の健康及び自然環境への影響について、その回避・低減が最大限図られているか	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討するとともに、機械の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。	
		建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
	資材等の運搬	資材等の運搬車両の道路交通に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	資材等の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下		資材の搬入搬出が極端に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
		資材等の運搬車両の道路交通に伴う浮遊粒子状物質の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	資材等の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
造成等の工事	降下ばいじん	切土・盛土・掘削に伴うばいじんの濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	造成工事の最盛期とする。	事業特性及び地域特性を勘案し、類似事例の引用及び気象条件の解析等とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況	参考値として、降下ばいじんの指標との整合性が図られているか ・スバイクタイヤばいじんの発生防止に関する法律の施行について(平成2年 環大自)による「スバイクタイヤばいじんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」(20t/km ² /月以下)と降下ばいじん量の比較的高い地域の値(10t/km ² /月:平成5年度~平成9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値)との差 10t/km ² /月以下	造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、適宜散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。		
供用による影響	自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	各進出企業に対して、関連車両による搬入搬出が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を求める。		
		自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下			
施設の稼働	二酸化硫黄	施設の稼働に伴う二酸化硫黄の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化硫黄に係る環境基準」 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	進出企業に対して「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)に定める規制基準の遵守を求める。		
		施設の稼働に伴う二酸化窒素の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下			
		浮遊粒子状物質	施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	
		水銀等	施設の稼働に伴う水銀等の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」 年平均値 40ngHg/m ³	
		有害物質	施設の稼働に伴う有害物質の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。		以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法)	

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

【変更後の内容】

＜予測及び評価の手法＞

環境影響要因	環境要素	予測の手法					
		予測内容	予測地域・予測地点	予測内容時期等	予測方法	予測の前提条件	
工事による影響	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度(長期平均濃度)の変化	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	
		建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化	2. 予測地点 予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。				
	資材等の運搬	資材等の運搬車両の道路交通に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	資材等の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	
		資材等の運搬車両の道路交通に伴う浮遊粒子状物質の濃度	2. 予測地点 事業予定地境界とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。				
造成等の工事	降下ばいじん	切土・盛土・掘削に伴う粉じんの濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	造成工事の最盛期とする。	事業特性及び地域特性を勘案し、類似事例の引用及び気象条件の解析等とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況	
供用による影響	自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	
		自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の濃度	2. 予測地点 予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。				
	施設の稼働	自動車交通の発生に伴う炭化水素の濃度	自動車交通の発生に伴う炭化水素の濃度				
		施設の稼働に伴う二酸化硫黄の濃度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	
	施設の稼働に伴う二酸化窒素の濃度	2. 予測地点 予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。					
	浮遊粒子状物質	施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度					
	木削り	施設の稼働に伴う木削り等の大気中の濃度					
	有害物質	施設の稼働に伴う有害物質の濃度					

評価の手法		
回避、低減に係る評価	基準又は目標との整合性に係る評価	環境の保全に関する配慮方針
大気汚染物質濃度の変化による人の健康及び自然環境への影響について、その回避・低減が最大限図られているか	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討するとともに、機械の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	資材の搬入搬出が極端に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	
	参考値として、降下ばいじんの指標との整合性が図られているか ・スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について(平成2年 環大自)による「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」(20t/km ² /月以下)と降下ばいじん量の比較的高い地域の値(10t/km ² /月:平成5年度~平成9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値)との差 10t/km ² /月以下	造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、適宜散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	各進出企業に対して、関連車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を求める。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・中央公害対策審議会答申 「炭化水素に係る指針」 午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmC から0.31ppmC の範囲内、またはそれ以下であること	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化硫黄に係る環境基準」 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	進出企業に対して「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)に定める規制基準の遵守を求める。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値」 日平均値 10mg/m³	
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法)	

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

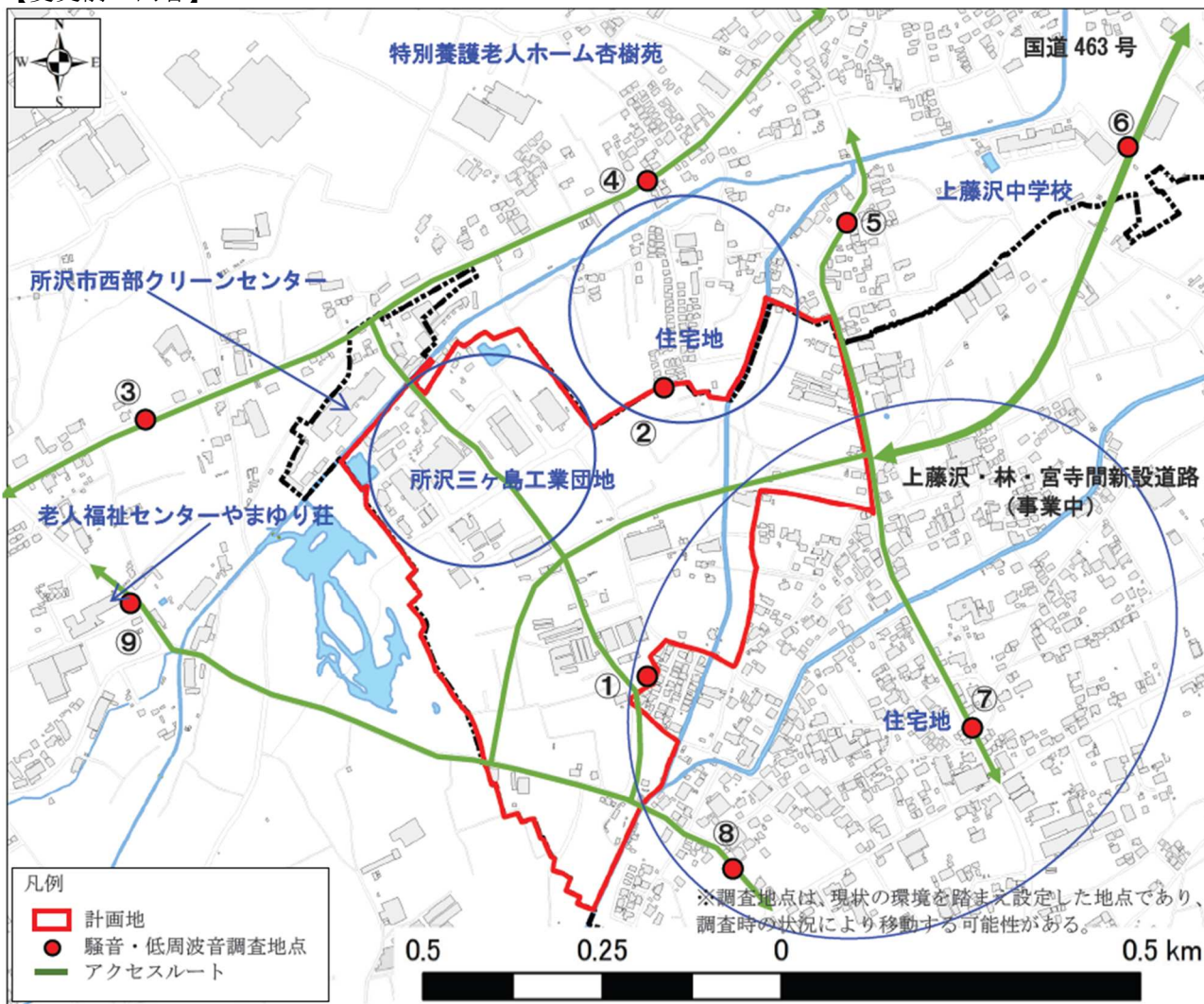
別紙14 4.2 騒音・低周波音

(1) 変更理由

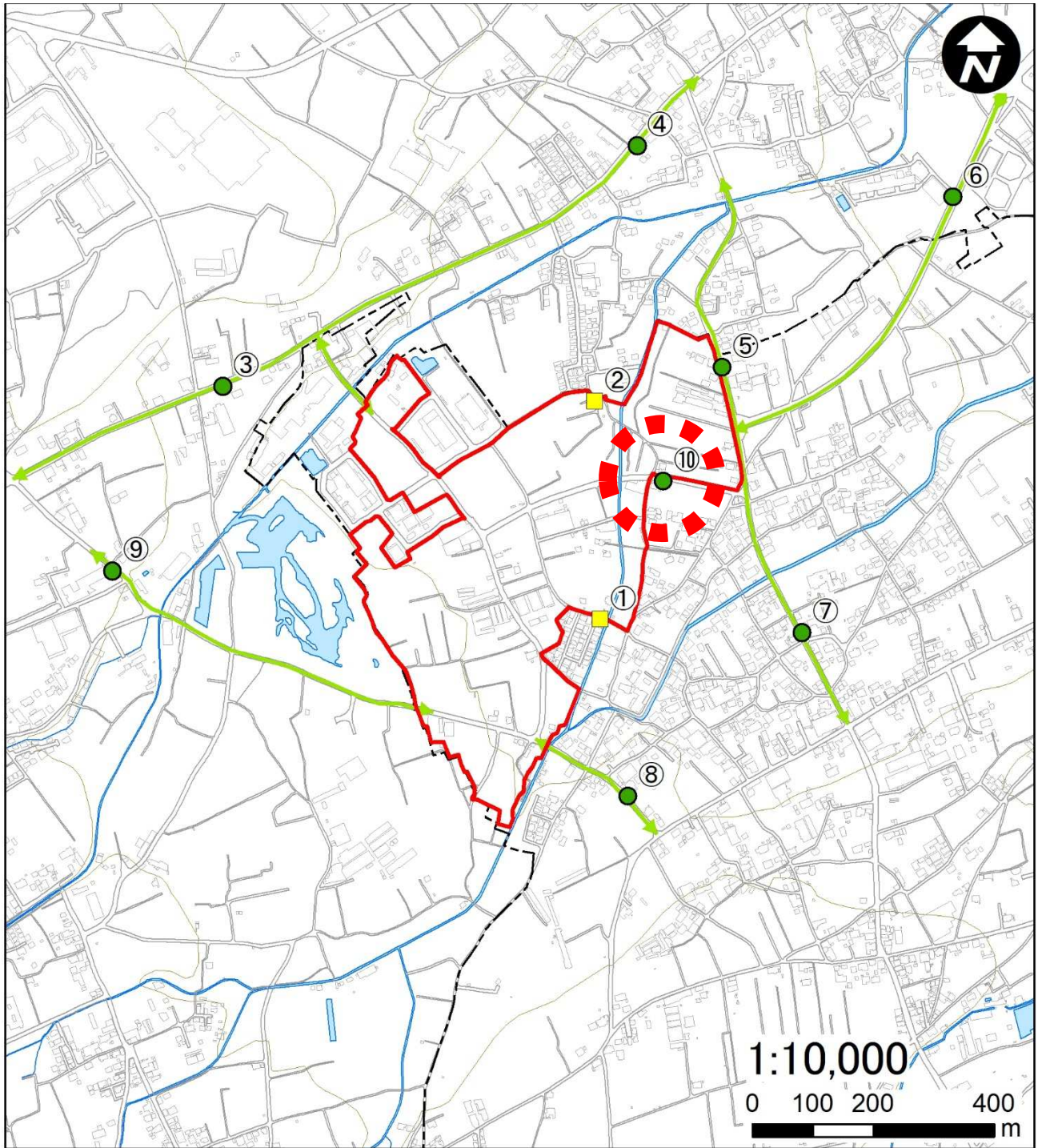
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、道路交通騒音及び断面交通量の調査地点を1地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 一般環境騒音・低周波音調査地点
- 道路交通騒音、断面交通量調査地点
- アクセスルート

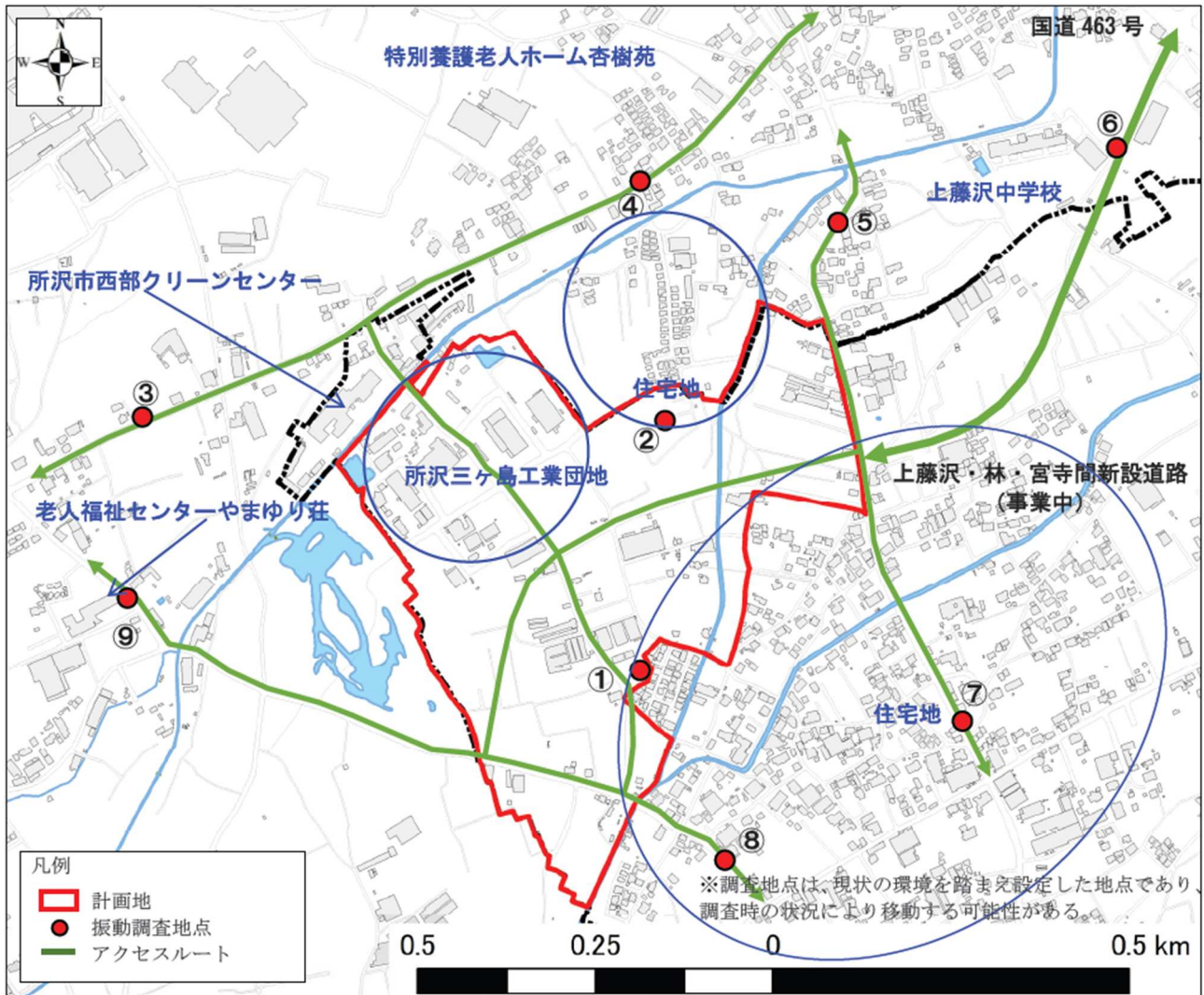
別紙15 4.3 振動

(1) 変更理由

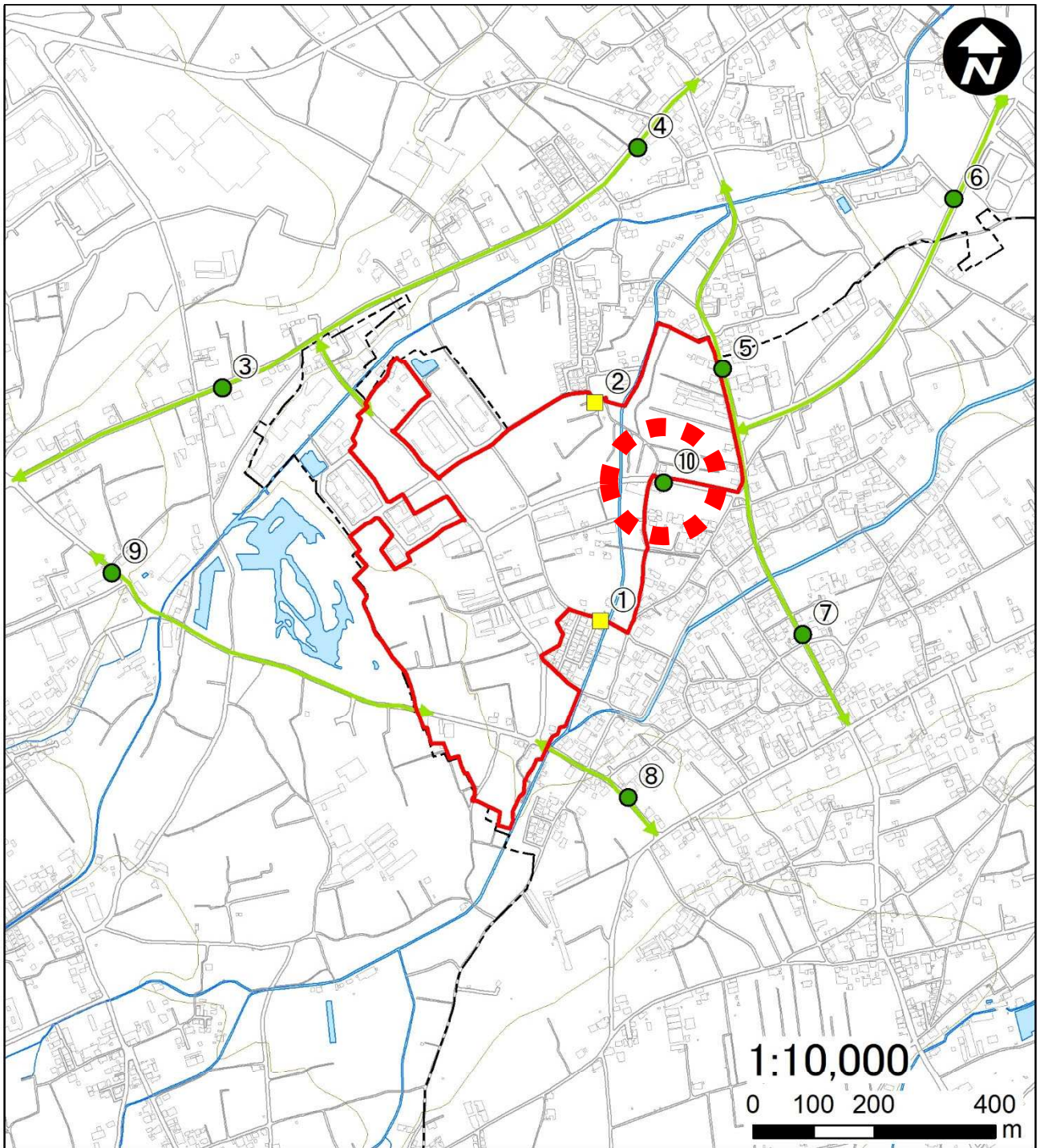
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、道路交通振動及び断面交通量の調査地点を1地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 一般環境振動調査地点
- 道路交通振動、断面交通量調査地点
- ↔ アクセスルート

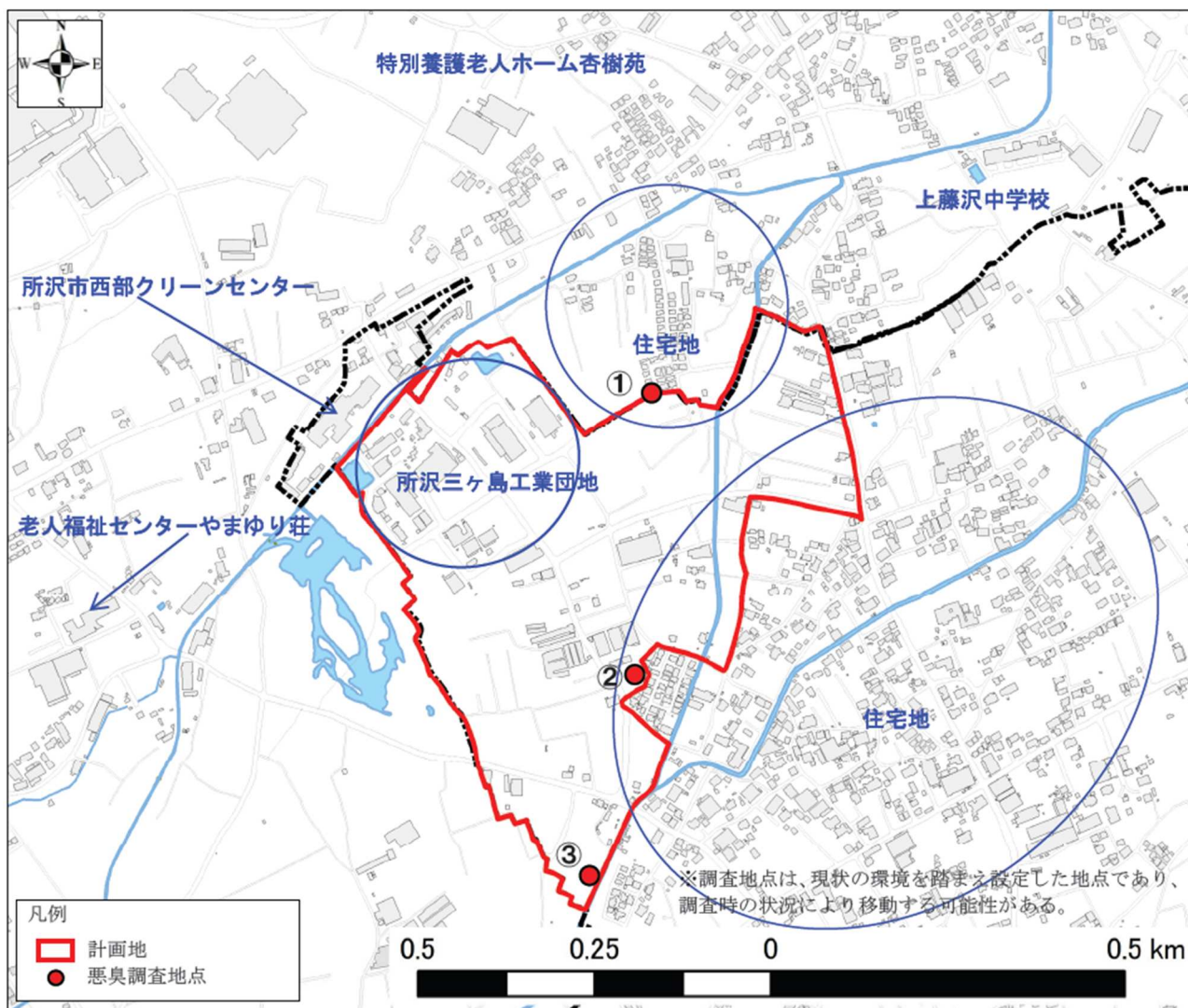
別紙16 4.4 悪臭

(1) 変更理由

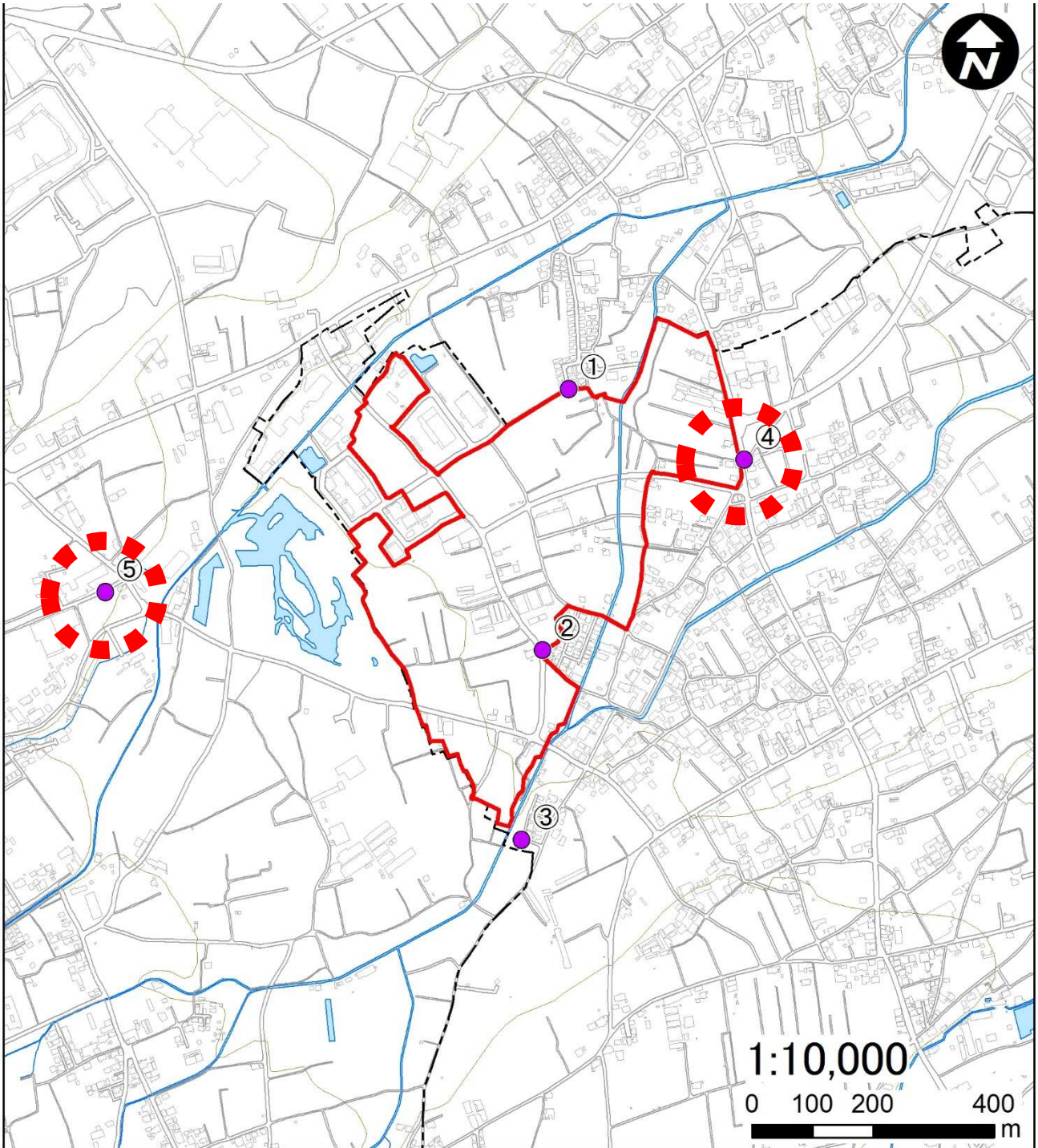
調査計画書についての説明会住民意見を勘案・配慮し、悪臭の調査地点を2地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 悪臭調査地点

別紙 17 4.7 動物

(1) 変更理由

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、水生昆虫・底生生物について河川底質調査を追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

調査内容		現地調査			文献調査	備考
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物 予測 評価 事項	魚類	捕獲調査	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端 (②、⑤)、排水の影響のない上流 (①、③) の各 2 地点、谷川の林川分流後 1 地点 (④)、林川の谷川分流後 (⑥) 及び計画地に隣接する大森調節池内 1 地点 (⑦) の計 7 地点とする。</p>	春・夏・秋の 3 季とする。	<p>下記の既存測定データを収集、整理する。</p> <p>・埼玉県レッドデータブック</p>	
	水生昆虫 ・底生生物	任意採集	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端 (②、⑤)、排水の影響のない上流 (①、③) の各 2 地点、谷川の林川分流後 1 地点 (④)、林川の谷川分流後 (⑥) 及び計画地に隣接する大森調節池内 1 地点 (⑦) の計 7 地点とする。</p>	春・夏・冬の 3 季とする。		

【変更後の内容】

調査内容		現地調査			文献調査	備考
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物 予測 評価 事項	魚類	捕獲調査	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端(②、⑤)、排水の影響のない上流(①、③)の各2地点、谷川の林川分流後1地点(④)、林川の谷川分流後(⑥)及び計画地に隣接する大森調節池内1地点(⑦)の計7地点とする。</p>	春・夏・秋の3季とする。	<p>下記の既存測定データを収集、整理する。</p> <p>・埼玉県レッドデータブック</p>	
	水生昆虫 ・底生生物	任意採集 <u>河川底質調査</u>	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端(②、⑤)、排水の影響のない上流(①、③)の各2地点、谷川の林川分流後1地点(④)、林川の谷川分流後(⑥)及び計画地に隣接する大森調節池内1地点(⑦)の計7地点とする。</p>	春・夏・冬の3季とする。		

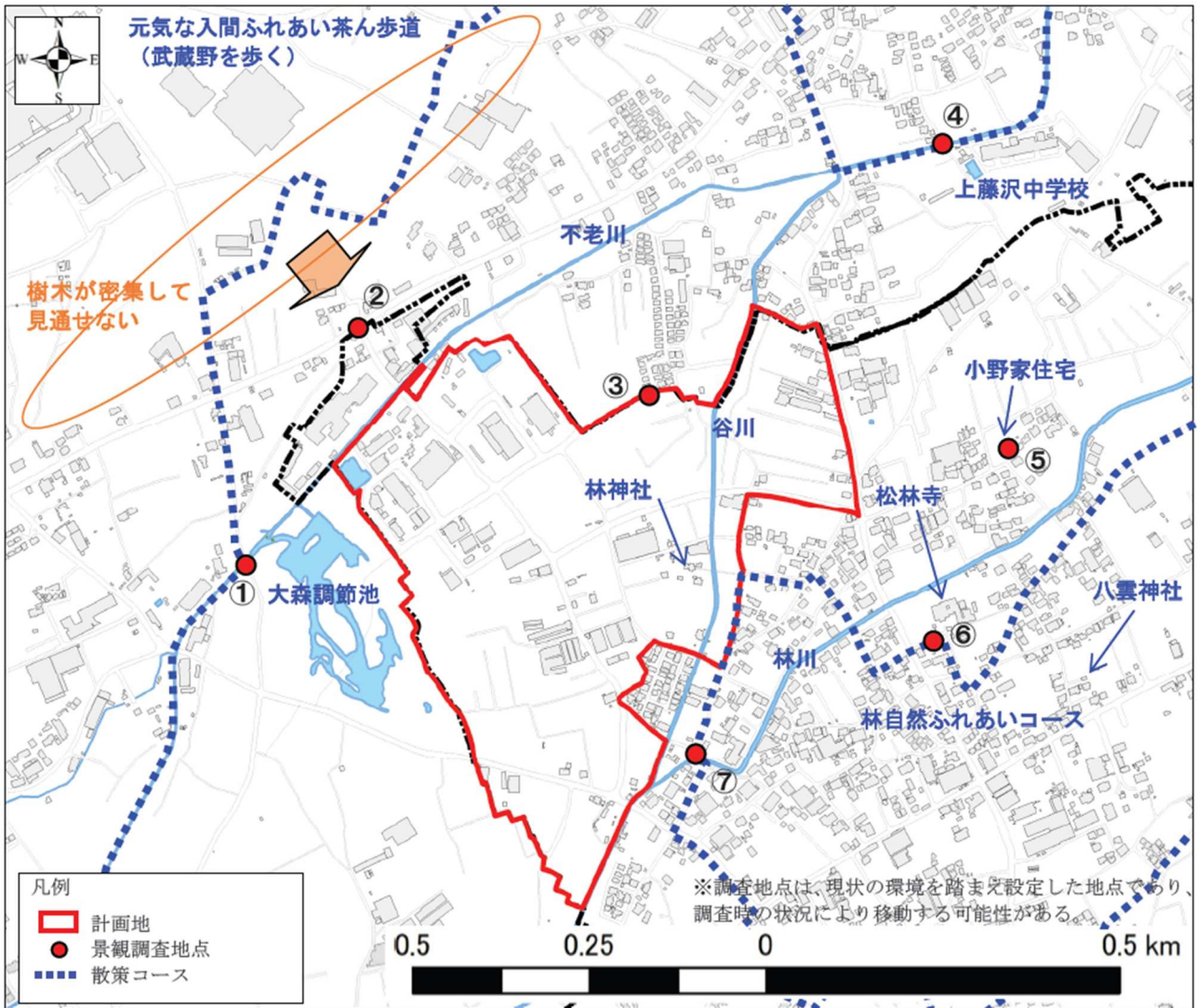
別紙18 4.10 景観

(1) 変更理由

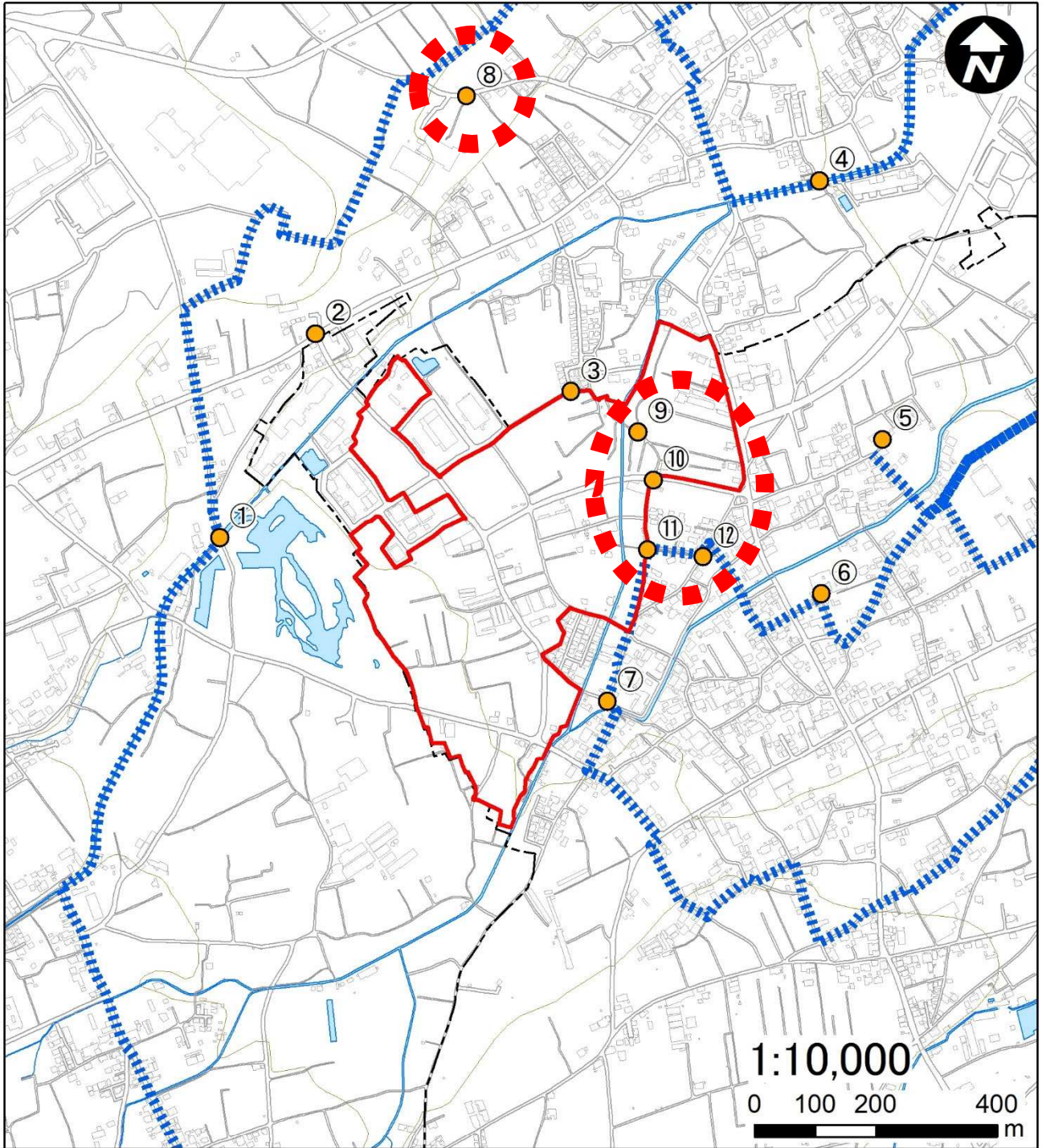
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、景観の調査地点を5地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 景観調査地点
- 散策コース

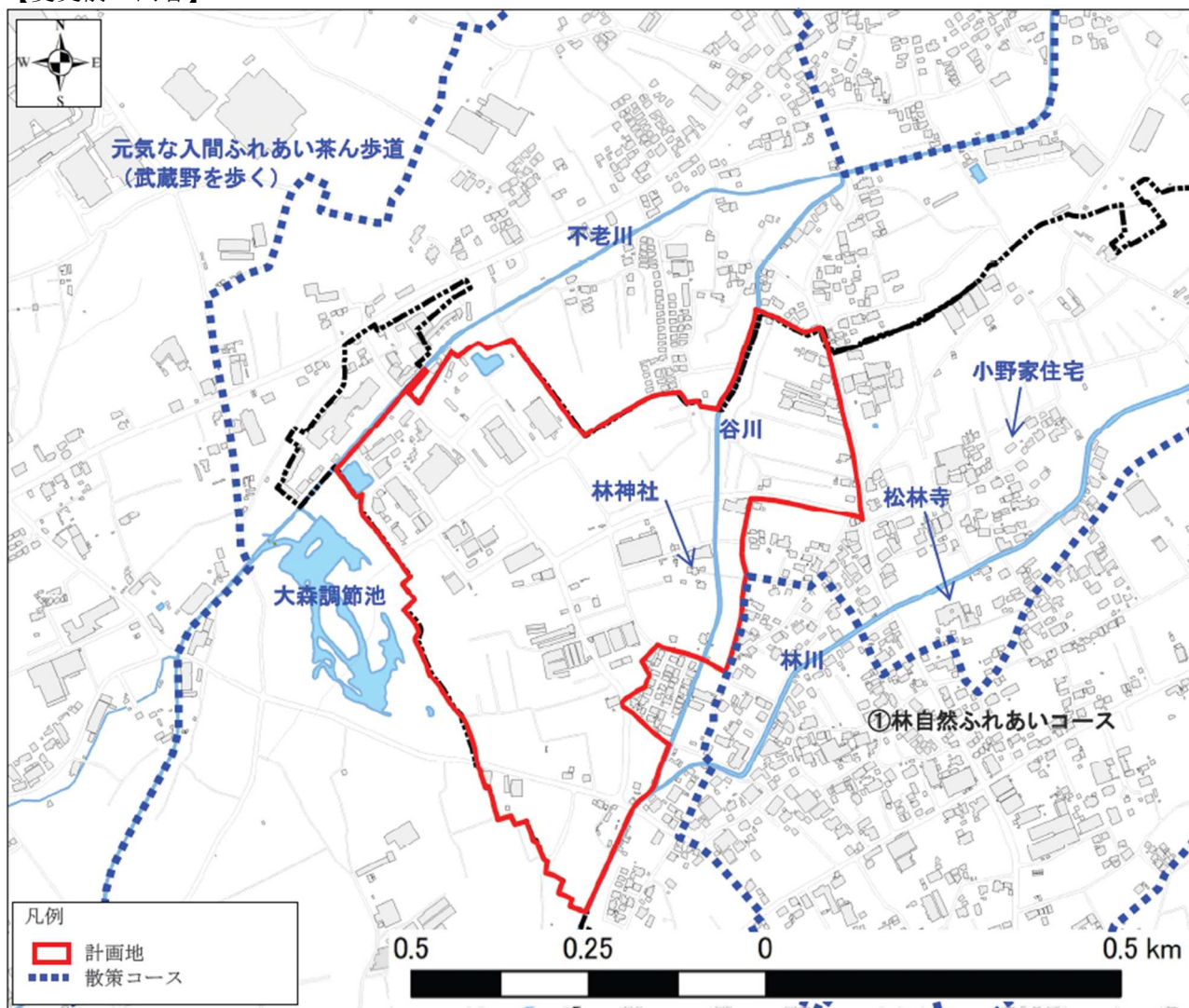
別紙19 4.11 自然とのふれあいの場

(1) 変更理由

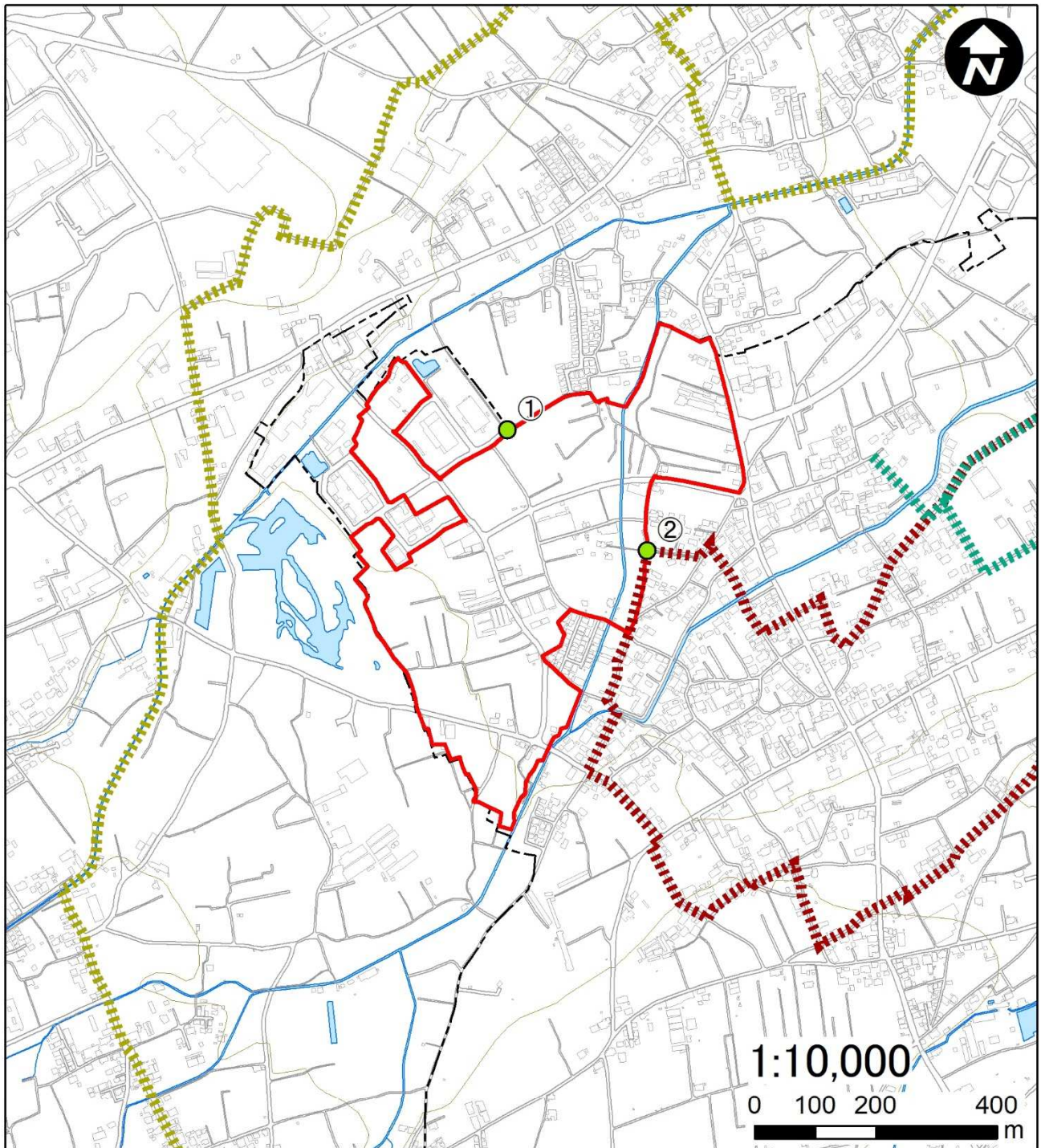
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、調査地点として「①地域住民が日常的に利用している散歩ルート」を追加し、「林自然ふれあいコース」の調査地点は地点②に変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 自然とのふれあいの場調査地点
- - - - - 林自然ふれあいコース
- - - - - 自然散策と神社仏閣巡りコース
- - - - - 元気な人間ふれあい茶ん歩道

指令環政第468号

所沢市

令和4年11月22日付けで申請のあった所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和4年12月2日

埼玉県知事 大野 元 裕



余白ページ